

## 遺言による寄付(遺贈)

遺贈とは、遺言によって自分の遺産を特定の人や団体に贈ることです。法定相続ではなく、遺言書により遺産の受取人や内容を指定することです。後世に自分の意志を残しておくことができます。

「福祉基金」に託された遺贈は、そのご意志を活かし大切に活用させていただきます。

- ◇ 福祉基金への寄付には課税されません（税制優遇が受けられます）
- ◇ 遺言書の作成や具体的な相続手続きについては専門家（弁護士、司法書士、行政書士、公証人、税理士、信託銀行など）にご相談されることをお勧めします